

広島県告示第五百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十年六月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
後藤病院	呉市東中央一丁目八番一〇号	平成二〇年四月三〇日
岩畔医院	呉市三条三丁目七番四号	平成二〇年四月一日
沖田耳鼻咽喉科医院	呉市中通四丁目六番七号	平成二〇年四月一日
松田脳神経外科	呉市焼山中央一丁目二番一六号	平成二〇年四月三〇日
野村脳神経外科クリニック	東広島市黒瀬町兼広一三七番地	平成二〇年四月三〇日